

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成14～18年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	872 890	856 228	888 975	890 003	844 127
租 税 及 び 印 紙 収 入	438 332	432 824	455 890	490 654	490 691
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	202	165	166	160	160
政 府 資 産 整 理 収 入	3 266	4 408	4 026	3 321	2 754
雑 収 入 金	60 492	29 234	41 925	43 170	41 016
前 年 度 剰 余 金 受 入	349 680	353 450	354 900	312 690	274 700
決 算 調 整 資 金 受 入	20 919	36 147	32 068	40 007	34 807
	-	-	-	-	-

(資料) 財務省「決算の概要」

(備考) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
国 税 収 入 総 額	458 442	453 694	481 029	522 905	541 169
一 般 会 計 分	438 332	432 824	455 890	490 654	490 691
所 得 税 分	148 122	139 146	146 705	155 859	140 541
源 泉 分	122 492	113 926	121 846	129 558	114 943
申 告 分	25 631	25 220	24 859	26 301	25 598
法 人 税	95 234	101 152	114 437	132 736	149 179
相 続 価 値 税	14 529	14 425	14 465	15 657	15 186
地 価 税	5	3	2	2	7
消 費 税	98 115	97 128	99 743	105 834	104 633
酒 類 税	16 804	16 842	16 599	15 853	15 473
た ば こ 税	8 441	9 032	9 097	8 867	9 272
揮 発 油 ガ ス 税	21 263	21 821	21 910	21 676	21 174
石 油 ガ ス 税	142	143	143	142	140
航 空 機 燃 料 税	901	910	880	886	905
石 油 石 炭 税	4 634	4 783	4 803	4 931	5 117
自 動 車 重 量 税	8 480	7 671	7 488	7 574	7 350
関 税	7 936	8 029	8 177	8 857	9 440
と 他 の 税 入	87	88	90	91	93
そ の 収 入	0	1	1	0	0
印 紙 税	13 638	11 651	11 350	11 688	12 181
交付税及び譲与税配付金特別会計分	6 277	7 341	11 511	18 475	37 246
所 得 税 (譲 与 分)	-	-	4 249	11 159	30 094
地 方 道 路 税	3 035	3 087	3 101	3 112	3 057
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	142	143	143	142	140
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	164	165	160	161	165
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	2 827	3 835	3 744	3 787	3 675
特 別 と 人 税	109	110	113	114	116
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分	415	421	442	446	33
原 油 等 関 税	415	421	442	446	33
電源開発促進対策特別会計分	3 768	3 663	3 726	3 592	3 630
電 源 開 発 促 進 税	3 768	3 663	3 726	3 592	3 630
道路整備特別会計分	7 102	7 033	7 072	7 408	7 393
揮 発 油 税	7 102	7 033	7 072	7 408	7 393
国債整理基金特別会計分	2 550	2 411	2 389	2 329	2 176
た ば こ 特 別 税	2 550	2 411	2 389	2 329	2 176

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 石油石炭税は、15年度税制改正において新たに石炭を課税対象としたことに伴い、石油税が改称されたものである。

2 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。